

— 受診者の声 —



みんなで健診を受けよう

伊和 和男さん (東穀町・73歳)

わたしは毎年、市の循環器健診を受けていましたが、昨年生活習慣病の予備軍と診断され、その後運動を中心とした「糖尿病予防教室」に参加しました。今まで健康だと思って気にも留めなかった「食べ放題・飲み放題」の生活を見直す機会となり、「自分の体は自分で守る」と意識を変えることができました。

現在は食事だけでなく、運動も自分のペースに合わせて決して無理をせず継続するように心掛けています。「自分の健康を守る」ということはまず健診を受けることから始まります。皆さん健診を受けましょう。



健診で自分の命を守る

菊池 芳子さん (土淵町・64歳)

昨年胃がん検診を受け、がんが見つかりました。以前も2回ほど再検査になったことがあり、今回も大したことはないだろうと思っていただけに本当にショックでした。見つかったがんは早期のもので、入院期間は1カ月程度で済みました。

現在は交通指導員としての仕事など、入院前と同じように活動し、とても元気に過ごしています。

「健診で命を守る」ということは、自分でなければできません。

皆さんも必ず検診を受け、自分の命を守りましょう。



昨年度に健康福祉の里で行われた循環器健康診査

いきいき検診が始まります

市は六月十九日(月)から七月二十八日(金)まで、いきいき検診を実施します。いきいき検診は、循環器健康診査、胃がん・前立腺がん検診、結核健診を同日同会場で行う検診の総称です。本年度から基本健康診査に生活機能評価が導入されます。二十五項目の質問に答えてもらい介護が必要となる可能性のある人を把握するもので、六十五歳以上の人が対象となっています。各検診の対象年齢、検査方法は▽循環器健康診査Ⅱ三十〜六

十四歳の人、採血などによる生活習慣病の健診。六十五歳以上の人は、生活機能評価が加わります▽結核健診Ⅱ六十五歳以上の人、胸部レントゲン撮影▽胃がん検診Ⅱ三十五歳以上の人、バリウムによるエックス線撮影▽前立腺がん検診Ⅱ五十歳以上の人、採血による血中抗原濃度測定―となっています。なお、検診の対象年齢は平成十九年四月一日現在の年齢となります。日程など詳しくは全戸配布されるチラシを確認してください。問い合わせ先Ⅱ市健康福祉の里保健課成人保健係(☎⑤5111内線18)

市から児童手当を受給している皆さんへ

◎ 現況届の受け付けが始まります ◎

◆児童手当・小学校第6学年修了前特例給付6月期分(2月～5月分、法改正により新たに受給できることとなった人は4、5月分)は、6月12日に指定の金融機関口座に振り込みになります。

◆小学校第6学年修了前の児童を養育している人で、市から児童手当を受給している皆さんは、6月中に平成18年度の現況届を提出してください。詳しい受け付けの日程や場所、必要書類などは後日、受給者あてに通知します。

\*現況届は、毎年6月1日における児童の養育状況を確認するためのものです。この届けがないと、資格があっても支給が一時停止されますので注意してください。問い合わせ先=市市民課給付係(☎②2111内線262)

「認知症を知る」講演会を開催します

— もの忘れの外来から「老い」を考える —

「認知症」をご存じですか。以前は「ぼけ」や「痴呆」と呼ばれていました。現在、認知症は高齢者が増加する中、家族にとって身近な介護上の問題となっています。

認知症とは、どのような病気なのか。認知症の人や介護する家族へ地域でできる支援について、理解を深めましょう。参加は無料でどなたでも参加できます。

- ◆日時=6月19日(月)午後1時
  - ◆会場=あえりあ遠野交流ホール
  - ◆講師=医療法人社団青山会理事長 山崎英樹氏(宮城県・いずみの杜診療所医師)
- 問い合わせ先=市健康福祉の里地域包括支援センター(☎⑤111内線23)

春の叙勲・褒章 地域発展に尽力

旭日小綬章

地方自治(元市議会議員)



菊池 一見さん (松崎町・70歳)

市議会議員として、昭和五十年四月から平成十五年四月までの七期二十八年にわたり在職。この間、教育民生常任委員会副委員長などを歴任し、児童福祉などの充実に尽力。昭和六十二年五月から平成三年四月までは議長を務め、議会審議の重責を果たすとともに議会運営の向上に貢献。また、昭和五十八年五月からの四年間は市監査委員として、公平・公正な行政執行の監視と財政基盤の強化に手腕を発揮しました。

旭日双光章

中小企業振興(元県商工会連合会副会長)



多田 和城さん (新穀町・76歳)

米雑穀店を営む傍ら、昭和四十二年六月、遠野商工会理事に就任以来、副会長などを歴任。昭和六十一年六月から平成十五年五月までの十七年間は会長として、商工会の財政基盤の確立を図るとともに、地域の商工業振興に尽力。また、平成三年七月に県商工会連合会理事に就任し、平成十年六月から平成十五年五月まで副会長として、県内中小企業の振興と商工会組織の拡充強化に努め、商工業の発展に貢献しました。

瑞宝単光章

統計調査(各種統計調査員)



鈴木 重五郎さん (穀町・80歳)

豊店を営む傍ら、昭和三十四年農林業センサス調査員に任命されて以来、工業統計調査十七回、農林業センサス十一回、国勢調査九回、商業統計調査九回など、各種統計調査に従事。昭和三十四年から平成十七年までの四十六年間、通算九十九回の統計調査で調査員として活躍。常に正確な調査と回収を行い、統計の重要性を広く住民に啓発し、精度の高い統計づくりに貢献しました。

藍綬褒章

統計調査(元国勢調査員)



奥友 康俊さん (小友町・80歳)

農業の傍ら、昭和二十四年農林業センサス調査員に任命されて以来、国勢調査十一回、農林業センサス十一回、事業所・企業統計調査二回、県農林業統計調査二十六回など、各種統計調査に従事。昭和二十四年から平成十二年までの五十二年間、通算五十回の統計調査で調査員として活躍。常に正確な調査と回収を行い、統計の重要性を広く住民に啓発し、精度の高い統計づくりに貢献しました。

特区エリアが拡大

■宮守町がエリアに認定される

市が国の認定を受けた構造改革特区「日本のふるさと再生特区」のエリアが宮守町まで拡大されました。特区は、これまで旧市の範囲に限定されていましたが、昨年の市村合併に伴い、特区の範囲を宮守町まで広げるよう変更申請し、平成十八年三月三十一日に認定されました。

現在、市内では二軒の農家民宿と二施設が自家製濁酒(どぶろく)を提供しています。市は平成十九年度までにどぶろく提供個所を十カ所まで増やすことを目標に掲げ、地域に根差した新たな起業を推進していきます。

■どぶろく製造には免許が必要 特区により可能となったどぶろく製造は、農家民宿や農園レストランなどを開業し、原料となる米を自ら栽培している農業従事者が、税務署の酒類製造免許を取得した上で初めて行えるものです。

酒類製造免許のない人がお酒を造った場合は、酒税法違反となり、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金を科せられます。

問い合わせ先Ⅱ市産業振興課産業振興係(☎②2111内線123)